

令和3年4月第137回定例農業委員会総会議事録

令和3年4月9日（金）

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第537号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第538号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第539号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第540号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第329号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第330号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第331号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年4月第137回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

今年は桜の花も非常に早く咲きまして、観測史上最も早く咲いたようです。今現在は近くの桜を見ますと、ほとんど散って葉桜の状況になっています。この時期は水稻の種まき時期で、非常にお忙しい中、令和3年、新年度に入りまして、第一回目の農業委員会定例総会にご出席をいただきましてありがとうございます。ふつつかな私でございますが、今年一年精一杯務めさせていただきたいと思えます。特に●●副会長、●●農地部会長、●●農政部会長ともども今年一年宜しく願いいたします。

さて、毎回コロナの話になりますが、第3波が終息することもなく第4波を迎えようとしていますが、今までは関東の遠い話のように感じていましたが、第4波は大阪、関西圏で感染が拡大しているということで、昨日も東京で545人、大阪では907人と倍ほどの感染者数、死者数が出ております。お隣の京都市でもこの12日から蔓延防止措置が実施されることになり、大阪、京都は滋賀県からも通勤県内ということで、人の出入りを止めるということは出来ず、非常に心配されるところでございます。近江八幡市でも65歳以上の方に対しては、コロナワクチンの予防接種のクーポンが配布されまして、12日から予約が始まります。早くされている市では、数時間で予約がいっぱいになったという話ですし、本市への配布のワクチンが少ないということから混乱されることが心配されます。こういった中、ワクチンが十分に供給されることを願いながら、委員の皆様にも普段からの手洗い、マスク着用、3密を避けるといった自己防衛していただき、十分お気をつけ頂きたいと思えます。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日の現在出席委員22名、全員が出席しておりますので、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、4月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年4月第137回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
9番 ●●●●委員
10番 ●●●●委員
のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第537号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第537号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年4月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、北之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,284㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,338㎡、2筆合わせて6,622㎡でございます。世帯の経営面積、渡人、75.1アール、受人17.8アールで今回の申請面積を合わせますと84アールとなります。渡人につきましては、魚屋町元●番地、●●●●、外1名、受人につきましては、白王町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、規模拡大、新規就農でございます。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積224㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積69㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,308㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,187㎡、4筆合わせて2,788㎡でございます。世帯の経営面積、渡人53.2アール、受人41.8アールで今回の申請面積を合わせますと69.6アールとなります。渡人につきましては、野洲市市三宅●●番地、●●●●、外3名、受人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、中之庄町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,770㎡の内3,571.23㎡、世帯の経営面積、渡人46.4アール

ール、受人1,066.8アールで今回の申請面積を合わせますと1,102.5アールとなります。渡人につきましては、中之庄町●●番地●、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、従来より耕作依頼、譲受理由につきましては、従来より耕作及び農業用倉庫新設のためでございます。

番号4、土地の所在地、友定町●●番、登記地目、宅地、現況地目、畑、登記面積1,070.24㎡、同じく友定町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積442㎡、2筆合わせて1,512.24㎡でございます。世帯の経営面積、渡人4.4アール、受人115.2アールで今回の申請面積を合わせますと130.3アールとなります。渡人につきましては、東近江市平田町●●番地、●●●●、受人につきましては、東近江市平田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 537 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 537 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは次に、議第 538 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 539 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議第538号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年4月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、千僧供町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積9.91㎡、申請人につきましては、長浜市弥高町●●番地、●●●●、申請地は、千僧供町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、ポンプ用地で、今回申請者が土地の整理を行った際に、隣接地は転用できていましたが、申請箇所が農地として残っていたことが判明したものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積1,243㎡、申請人につきましては、野洲市市三宅●●番地、●●●●、外3名、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場及び倉庫で、既に造成、使用されており、従来からの指導案件でございました。今回、現状に合わせるために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>番号3、土地の所在地、白王町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積46㎡、同じく白王町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積26㎡、2筆合わせて72㎡となります。申請人につきましては、白王町●●番地、●●●●、申請地は、白王町地先の農地で、農業公</p>

共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。転用目的は、ボート置場で、現地は昭和40年頃に淡水真珠養殖施設が建築されており、現在は貸ボート置場として利用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第539号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年4月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積403㎡、貸人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、借人につきましては、蒲生郡日野町村井●丁目●●番地、●●号、●●●●、並びに、●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間による使用貸借です。転用目的は、一般住宅で、現地は平成18年に農業用倉庫を建築する際に造成されており、現在、農業用倉庫は解体されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積612㎡、渡人につきましては、末広町●●番地●、●●●●、同じく武佐町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積691㎡、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積826㎡、同じく武佐町●●番●、登記地目、畑、現況地目、田、届出面積120㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、以上4筆合わせて2,249㎡の受人につきましては、武佐町●●番地●、●●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、武佐町内に事務所のある受人が使用されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,062㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積809㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積433㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、

届出面積266㎡、4筆合わせて2,570㎡となります。渡人につきましては、東近江市野口町●番地、●●●●、受人につきましては、西生来町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長光寺町地先の農地で、近江鉄道平田駅からおおむね300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地北東にある受人の事業所の駐車場が手狭になったことから、従業員車両及び運搬車両の駐車場として利用されるものです。

なお、北側の隣接農地所有者からの同意は得られていませんが、土地利用計画では、隣接農地から1mの間隔を空け道路と同じ高さの盛土を20cm程度されます。整地後、舗装はせず、砕石処理されます。雨水は大変水はけが良い土地であることから、基本的には地下浸透で処理されますが、東側道路側溝からも放流できるようにされます。このことから、隣接農地への影響はないものと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積677㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積720㎡、2筆合わせて1,397㎡となります。渡人につきましては、野洲市市三宅●●番地、●●●●、外3名、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、町内に事業所のある受人が使用するものです。第1種農地は、原則許可できませんが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,139㎡、渡人につきましては、野洲市市三宅●●番地、●●●●●、外3名、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天駐車場で、申請地北東の飲食店及び近隣住民の駐車場として使用されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積639㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で隣接しております資材置場と一体利用されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,034㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積209㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、2筆合わせて1,243㎡の受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅で、建売分譲住宅7区画を整備する予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号8、土地の所在地、若宮町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、届出面積876㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番●、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地北東にお住いの受人及び近隣住民の方の駐車場として使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号9、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積59㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地北側にお住いの受人の駐車場として使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号10、土地の所在地、西庄町●●番●●、登記地目、現況地目とも

田、届出面積4.35㎡、同じく西庄町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積13㎡、2筆合わせて17.35㎡となります。渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●号、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、雨水排水路で、申請地南側の●●氏宅の雨水排水路が、建売分譲住宅敷地になったため、付け替えをされるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号11、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積235㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、草津市下笠町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●医院」・「●●●●皮ふ科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、一般住宅で、畑として利用していたことから盛土はなく現状の高さでの整地のみであり、雨水排水については、敷地内に集積柵を設置し、南側前面道路に放流されることから、周辺への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号12、土地の所在地、中之庄町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積3,770㎡の内198.77㎡、渡人につきましては、中之庄町●●番地●、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、申請地は、中之庄町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、売買です。転用目的は、農業用倉庫で、現在は申請地北側の地図上「現在の農業用倉庫」と記載された土地を借りて使用されていますが、土地所有者が隣接地に住宅を建築されたことから、返却することになったため、申請地に農業用倉庫を建築される予定です。令和3年3月1日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号13、土地の所在地、北津田町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積89㎡、同じく北津田町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積134㎡、渡人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積13㎡、渡人につきましては、北津田町●●番地●、●●●●、3筆合わせて236㎡の受人に

つきましては、北津田町●●番地●、●●●●、申請地は、中之庄町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、受人は外構工事業を営んでおり、地図上「●」と記載された所に事務所があり、資材置場等に使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号14、土地の所在地、島町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積336㎡、渡人につきましては、島町●●番地、●●●●、同じく島町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積146㎡、渡人につきましては、草津市川原●丁目●番●●号、●●●●、外1名、2筆合わせて482㎡の受人につきましては、島町●●番地、●●●●、並びに、竜王町大字西川●●番地、●●●●号、●●●●、申請地は、島町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、農家住宅で、受人の南氏は現在申請地南側の父親所有の家に住まれています。申請地に娘夫婦と住まわれる計画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 538 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 539 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、15番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、3月31日に、議第 538 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 539 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、2番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第538号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1～3の案件については、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断を

いたしました。

次に、議第539号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、武佐町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地との境界に土留め擁壁を設置し、雨水の流失を防ぐ計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、長光寺町地先の農地で、転用目的は露天駐車場です。一部隣接同意が得られていませんが、現地で申請者から経過や転用内容の聞き取りを行いました結果、事務局から説明がありましたとおり、しっかりと対策をされていることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4～6・8の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、隣接農地から約2mの間隔を空け盛土をされます。雨水については、素掘り水路により、流失を防ぐ計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号7の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流失を防ぎます。また、雨水については、区域内に新設される側溝から、申請地北側の市道に放流される計画であり、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号9の案件です。

申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地もないため、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号10の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は雨水排水路です。特に周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できる

ものと判断をいたしました。

次に番号11の案件です。

申請地は、加茂町の集落内の農地で、転用目的は一般住宅です。隣接農地もないため、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号12の案件です。

申請地は、中之庄町地先の農地で、転用目的は農業用倉庫です。隣接農地との境界にL型擁壁を設置されることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号13の案件です。

申請地は、北津田町地先の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地との境界にL型擁壁を設置されるなどの対策をされており、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号14の案件です。

申請地は、島町の集落内の農地で、転用目的は農家住宅です。隣接農地もないため、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請14件、計17件の現地踏査結果報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第538号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第539号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

議第538号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第539号、農地法第5条第1項の規定に

よる申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に、議題540号 土地改良事業参加資格交替の申出について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第540号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、説明をさせていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和3年4月9日。近江八幡市農業委員会会長
●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認者47名でございます。

本来であれば全て朗読させて頂くのが本意ではございますが関連する内容でもあり、番号1についてのみ紹介させていただきますこととお許し願います。

番号1、現資格者 近江八幡市小田町●●番地●、●●●●。新資格者、近江八幡市小田町●●番地、●●●●。土地の所在は近江八幡市水茎町●●、地目、田、面積882㎡。

申出件数47件、申出筆数166筆、合計面積11,997㎡となります。

議 長 ありがとうございました。ただ今、説明をいただきました議第540号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第540号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案

どおり承認することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議第540号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。

それでは、次に

報告第329号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第330号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第331号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第329号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年4月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●一●、田、115㎡、同じく西庄町●●一●、田、350㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月16日、412番、届出人の住所氏名、大阪府河内長野市南花台●丁目●一●●、●●●●、理由につきましては、長屋住宅でございます。

続きまして、報告第330号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年4月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●一●、田、161㎡、同じく西庄町●●一●、田、40㎡、同じく西庄町●●一●、田、194㎡、同じく西庄町●●一●、田、15㎡、同じく西庄町●●一●、田、237㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年2月25日、515番、受人につきましては、大阪市北区大淀中●丁目●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、大阪府河内長野市南花台●丁目●一●●、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●一●の一部、田、1,834㎡の内560.96㎡、貸人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土

町下豊浦●●の一部、田、2,885㎡の内460.97㎡、貸人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●、以上2筆、届出受理日及び受理番号、令和3年3月2日、516番、借人につきましては、鷹飼町北●丁目●-●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由としましては、進入路、区分としましては、使用貸借でございます。

番号3、土地の表示、鷹飼町北●丁目●●-●、田、1,229㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月10日、517番、受人につきましては、草津市草津●丁目●-●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、桜宮町●●-●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

番号4、土地の表示、安土町東老蘇●●、田、482㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月11日、518番、借人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、理由につきましては、太陽光発電施設、区分につきましては、賃貸借でございます。

番号5、土地の表示、西庄町●●-●、田、75㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月15日、519番、受人につきましては、西庄町●●、渡人につきましては、大阪府河内長野市南花台●丁目●-●●、●●●●、理由につきましては、貸露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

番号6、土地の表示、西庄町●●-●、田、152㎡、同じく西庄町●●-●、田、25㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月15日、520番、受人につきましては、大阪市北区大淀中●丁目●-●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、大阪府河内長野市南花台●丁目●-●●、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。

番号7、土地の表示、江頭町●●-●、田、104㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年3月26日、523番、借人につきましては、守山市水俣町●●-●、●●●●、貸人につきましては、岐阜県各務原市下切町●●-●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

続きまして、報告第331号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年4月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）

の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除2件、賃貸借契約解除6件、計8件でございました。

2、自己の農業用施設(2アール未満)に供する農地転用の届出について、①金剛寺町●●の一部、田、3,609㎡の内199.4㎡を農業用倉庫に変更、届出人、金剛寺町●●、●●●●、令和3年3月26日受理。

3、農地中間管理事業の重点実施区域の設定について、重点実施区域、①上田町、②日吉野町、③安土町常楽寺、の3地区でございます。以上、報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第 329 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 330 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 331 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 　　(特になしの声)

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 137 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時30分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員